

平成 29 年 3 月 14 日

沖縄電力株式会社

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価のお知らせについて

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」等に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する平成 29 年 5 月分からの電気料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価について、本日、経済産業省より以下のとおりプレス発表がありましたのでお知らせします。

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

平成 29 年 5 月分からの電気料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、以下のとおりです。

平成 29 年 5 月分から 平成 30 年 4 月分まで (A)	(参考) 平成 28 年 5 月分から 平成 29 年 4 月分まで (B)	差額 (A) - (B)
2.64 円/kWh	2.25 円/kWh	0.39 円/kWh

※再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は全国一律となります。

※従量制供給の場合、供給電圧にかかわらず、一律上記単価となります。

※消費税等相当額を含みます。

(参考) 従量電灯の平均的なモデル料金への影響額 (月間使用量 260kWh・消費税等相当額を含む)

平成 29 年 5 月分からの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、平成 29 年 4 月分までに比べ、101 円の増になります。

1 月 あ た り	平成 29 年 5 月分から 平成 30 年 4 月分まで (C)	(参考) 平成 28 年 5 月分から 平成 29 年 4 月分まで (D)	差額 (C) - (D)
	686 円	585 円	101 円

※消費税等相当額を含みます。

添付資料：再生可能エネルギーの固定価格買取制度の概要について

以上

関連記事リンク

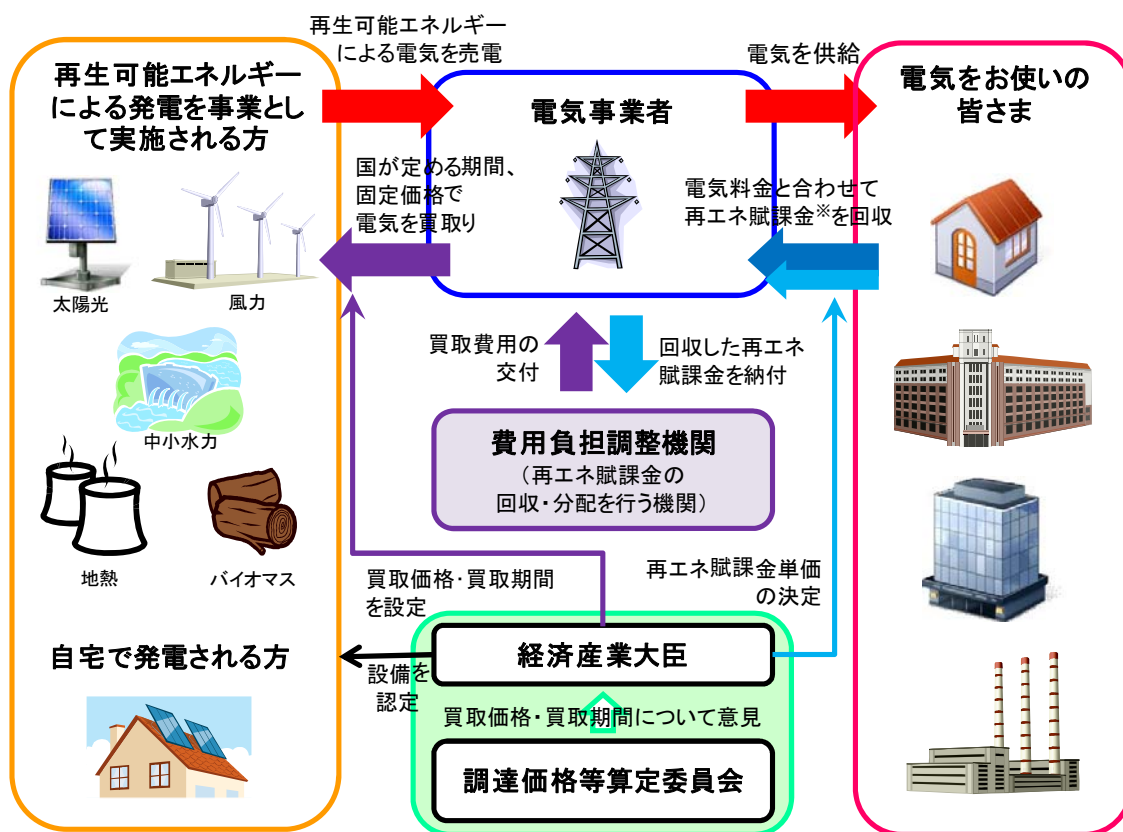
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価について

<http://www.okiden.co.jp/service/taiyoukou/index.html>

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の概要について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、再生可能エネルギーから発電された電気を国が設定した単価で電気事業者に買取を義務付けた制度です。本制度において買取りにかかった費用は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下「再エネ賦課金」といいます。）」として電気をお使いの全ての皆さまから、ご負担いただく仕組みとなっております。

（再生可能エネルギーの固定価格買取制度のイメージ図）

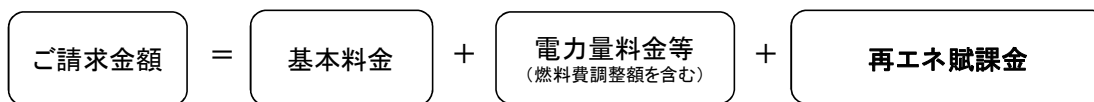


※再エネ賦課金は小売電気事業者等が回収いたします。

○再生可能エネルギー発電促進賦課金のご負担について

買取りに要する費用は、再エネ賦課金として、電気をお使いの皆さまに電気のご使用量に応じてご負担いただきます。

(ご請求金額のイメージ図)



再エネ賦課金の算定方法

$$\text{再エネ賦課金} = \text{再エネ賦課金単価 (円/kWh)} \times \text{電気ご使用量 (kWh)}$$

注)円未満切り捨て。

以 上